

【判例研究】

不正競争防止法2条1項1号、2号における 「営業」と宗教法人の宗教活動 （天理教豊文教会事件）

【最高裁平成17年（受）第575号名称使用差止等請求事件、
平成18年1月20日、上告棄却、民集60巻1号137頁】

武 田 典 浩

【事実の概要】

X（原告、被控訴人、上告人）はAを教祖とする天理教の教義に基づく宗教活動を行う宗教法人である。Y（被告、控訴人、被上告人）はもともと、Xの前身である天理教管長の同意を得て大正14年に設置許可された「天理教豊文宣教所」であったが、その後「天理教豊文分教会」に改められた。同分教会はXとの被包括関係を設定し昭和28年に宗教法人となった。

その後、Y代表役員Bは、Xの教義がAの教えとは異なったものであると考えるようになり、Yの活動についてXの作成した經典に従わない方針を採るようになった。Yは被包括関係を廃止する旨の平成13年7月3日付の通知書をXに送付するとともに、平成15年4月16日、被包括関係の廃止に伴う規則の変更につき長野県知事の認証を受け、Yの名称は「天理教豊文教会」に変更された。その後Yは、Aの教えを記した經典に基づき宗教活動を行っており、「天理教豊文教会」の名称を使用している。なおYは、

現在も将来も収益活動を行うつもりはない。

「天理教豊文教会」との名称を使用するYの行為は、不正競争防止法2条1項1号又は2号所定の不正競争に該当する、およびXの氏名権を侵害するとして、XはYに対して同名称ほかの使用の差止を求めた。

第一審（東京地判平成16年3月30日民集60巻1号171頁）は、不正競争防止法1条における「事業」および3条における「営業」につき、「利潤を得る目的の営利事業が中心となるものの、利潤獲得を図らないまでも収支相償を目的とした事業を反復継続して行っている事業であれば、不正競争行為からの保護の必要性が認められるのであるから、広く経済上その収支計算の上に立って行われるべき事業を含むと解するのが相当である」とした。そして、宗教法人法に従い財産目録と収支計算書の作成が行われていることを強調し、宗教法人の業務は経済上その収支計算に立って行われているとし、不正競争防止法の適用対象であることを認めた。

そして、「天理教」なる名称はXの表示として著名であり、かつ、「天理教豊文教会」の名称は他のXの「分教会」の名称と識別困難な名称であり、類似することを認め、Yが「天理教豊文教会」の名称を使用する行為は不正競争防止法2条1項2号に当たるとし、さらに、「天理教豊文教会」という名称はXに包括される一般教会と誤認する恐れがあるとし、同法同条同項1号にも当たるとして、Xの請求を認めた。

控訴審（東京高判平成16年12月16日民集60巻1号194頁）は、「事業」「営業」は、「単に営利を直接の目的として行われる事業に限らず、事業者間の公正な取引秩序を形成し、その公正な競争を確保する必要性が認められる事業を含むというべきであり、したがって、役務又は商品を提供してこれと対価関係に立つ給付を受け、これらを収入源とする経済収支上の計算に基づいて行われる非営利事業もこれに含まれると解される」とした。そして、①宗教活動は収益を上げるものではなく、かつ、信者が提供する金品は寄付としての性格を持たず、宗教活動と対価関係にはない、②宗教活動については市場経済の下における顧客獲得上の競争にあたるものがな

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）
い、とし、宗教活動は不正競争防止法における「事業」「営業」には該当
しないとして、第1審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

Xが上告受理申立をした。

【判 旨】

上告棄却。

1. 不正競争防止法について

「不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引
社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱し
て濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するもの
である場合に、これを不正競争として防止しようとするものにほかならな
いと解される。そうすると、同法の適用は、上記のような意味での競争秩
序を維持すべき分野に広く認める必要があり、社会通念上営利事業といえ
ないものであるからといって、当然に同法の適用を免れるものではない
が、他方、そもそも取引社会における事業活動と評価することができない
ようなものについてまで、同法による規律が及ぶものではないというべき
である。これを宗教法人の活動についてみるに、宗教儀礼の執行や教義の
普及伝道活動等の本来的な宗教活動に関しては、・・・不正競争防止法の
対象とする競争秩序の維持を観念することはできないものであるから、取
引社会における事業活動と評価することはできず、同法の適用の対象外で
あると解するのが相当である。また、それ自体を取り上げれば収益事業と
認められるものであっても、教義の普及伝道のために行われる出版、講演
等本来的な宗教活動と密接不可分の関係にあると認められる事業につい
ても、本来的な宗教活動と切り離してこれと別異に取り扱うことは適切で
ないから、同法の適用の対象外であると解するのが相当である。これに対

し、例えば、宗教法人が行う収益事業（宗教法人法 6 条 2 項参照）としての駐車場業のように、取引社会における競争関係という観点からみた場合に他の主体が行う事業と変わりがないものについては、不正競争防止法の適用の対象となり得るといふべきである。

不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号・・・ここでいう「営業」の意義は、取引社会における競争関係を前提とするものとして解釈されるべきであり、したがって、上記「営業」は、宗教法人の本来的な宗教活動及びこれと密接不可分の関係にある事業を含まないと解するのが相当である。

被上告人が「天理教豊文教会」の名称を使用して実際に行っている活動が、朝夕の勤行、月次例祭等の年中行事などの本来的な宗教活動にとどまっておらず、被上告人は現在収益事業を行っておらず、近い将来これを行う予定もないことは前記のとおりであるから、上記名称は、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号にいう「商品等表示」に当たるとはいえず、上記名称を使用する被上告人の行為は同各号所定の不正競争には当たらないものといふべきである。これと同旨をいう原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。」

2. 宗教法人の氏名権について

「宗教法人も人格的利益を有しており、その名称がその宗教法人を象徴するものとして保護されるべきことは、個人の氏名と同様であるから、宗教法人は、その名称を他の宗教法人等に冒用されない権利を有し、これを違法に侵害されたときは、加害者に対し、侵害行為の差止めを求めることができる」と解すべきである。

他方で、宗教法人は、その名称に係る人格的利益の一内容として、名称を自由に選定し、使用する自由（以下「名称使用の自由」という。）を有し、その「宗教法人の名称使用の自由には、その教義を簡潔に示す語を冠した名称を使用することも含まれるもの」といふべきである。・・・

したがって、甲宗教法人の名称と同一又は類似の名称を乙宗教法人が使

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）
用している場合において、当該行為が甲宗教法人の名称を冒用されない権利を違法に侵害するものであるか否かは、乙宗教法人の名称使用の自由に配慮し、両者の名称の同一性又は類似性だけでなく、甲宗教法人の名称の周知性の有無、程度、双方の名称の識別可能性、乙宗教法人において当該名称を使用するに至った経緯、その使用態様等の諸事情を総合考慮して判断されなければならない。

これを本件についてみると、上告人の「天理教」との名称が周知であることは前記のとおりであり、その名称を冒用された場合には、上告人に少なからぬ不利益が生ずるものと解される。また、上告人のように、統一的な名称を有する多数の教会と被包括関係を設定している宗教法人にあっては、その名称を冒用されない権利は、上告人と被包括関係にある一般教会の「天理教…大教会」又は「天理教…分教会」という名称を冒用されない権利も含むものと解されるが、これらの名称と、被上告人の「天理教豊文教会」との名称が類似性を有し、紛らわしいものであることは明らかである。

しかしながら、前記事実関係によれば、被上告人は、宗教法人法に基づく宗教法人となってから約50年にわたり「天理教豊文分教会」の名称で宗教活動を行ってきたのであり、その前身において「天理教豊文宣教所」等の名称を使用してきた時期も含めれば80年にもわたってその教義を示す「天理教」の語を冠した名称を使用していること、このような中で、被上告人が従前の名称と連続性を有し、かつ、その教義も明らかにする名称を選定しようとするれば、現在の名称と大同小異のものとならざるを得ないと解されること、被上告人は、上告人との被包括関係の廃止により上告人と一線を画することになったとはいえ、中山みきを教祖と仰ぎ、その教えを記した教典に基づいて宗教活動を行う宗教団体であり、その信奉する教義は、社会一般の認識においては、「天理教」にほかならないと解されること、被上告人において、上告人の名称の周知性を殊更に利用しようとするような不正な目的をうかがわせる事情もないこと等が明らかである。そう

すると、被上告人がその名称にその教義を示す「天理教」の語を冠したことは相当性があり、また、そのような名称の使用ができなくなった場合、被上告人の宗教活動に支障が生ずることは明らかであり、その不利益は重大というべきである。「天理教」の語が教義を示すものである以上、教義の普及と拡散に伴い、上告人において「天理教」の語を含む名称を独占することができなくなったとしても、宗教法人の性格上やむを得ない面があることも認めざるを得ない。

以上の諸点を総合考慮すると、本件においては、被上告人が上告人の名称と類似性のある名称を使用することによって、上告人に少なからぬ不利益が生ずるとしても、上告人の名称を冒用されない権利が違法に侵害されたということはできない。上告人の名称を冒用されない権利に基づく差止請求を棄却した原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。論旨は採用することができない。」

【研 究】

I. 本判決の意義

⁽¹⁾⁽²⁾
本判決は、宗教法人も不正競争防止法（以下、「不競法」と略称する）

(1) 本判決の評釈には、野口恵三・NBL837号60頁（2006年）、田近肇・岡山大学法学会雑誌56巻2号161頁（2007年）、宮坂昌利・ジュリ1330号139頁（2007年）、鈴木將文・平成18年重判（有斐閣、2007年）265頁、小松一雄・商標・意匠・不正競争判例百選（有斐閣、2007年）120頁、宮坂昌利・曹時60巻3号255頁（2008年）、宮脇正晴「不競法上の「営業」概念—天理教豊文教会事件最高裁判決」『小松陽一郎先生還暦記念論文集 最新判例知財法』（青林書院、2008年）477頁、控訴審判決の評釈には、青山絢一・判評565号（判時1915号）213頁（2006年）がある。

(2) なお、本件とは別に、豊文教会の被包括関係廃止・名称変更のための規則変更の認証を行った長野県知事に対し、天理教が同処分の取消を求めている。天理教豊文教会規則変更認証処分取消請求事件（長野地判平成16年10月29日判例集未登載（LEX/DB 文献番号28110248））。特に争点となっているのは、宗教法人法28条1項の解釈（渡部蕨「逐条解説 宗教法人法〈第4次改訂版〉」（ぎょうせい、2009年）240頁以下参照）であった。同条項では、規則変更につき、「変更しようとする事項がこの法律その他の法令に適合していること」（1号）が要求されているが、同名称変更が包括宗教法人の人格的氏名権を侵害したり、不競法違反となる恐れがあったりする場合に、法令適合性に抵触するのではないかが争点となった。裁判所は、宗教法人法28条1項の判断は形式審査だけであり、かつ、宗教法人の名称と同一若しくは類似の名称を使用したことによる人格権侵害・不競法違反の問題は、それが顕在化したときに解決を図ればよいとし、原告の請求を棄却した。

その後、天理教水京教会事件（水戸地判平成17年8月30日判例集未登載（LEX/DB 文献番号25410451））においても、天理教との被包括関係を脱退した宗教法人が「天理教水京教会」という名称に変更したことにつき、天理教は豊文教会事件と同様に、宗教法人法28条1項1号に基づき、規則変更の認証の取消を求める訴訟を提起した。水戸地裁は、不競法違反についてはそれが顕在化するときに争うべきであるとし、同法違反のおそれが宗教法人法28条1項1号に定める「法令適合性」に抵触することにはならないとした。これに対し、控訴審たる東京高判平成18年6月28日判例集未登載（LEX/DB 文献番号28131731）では、天理教豊文教会事件最高裁判決の内容に触れ、本来的宗教活動は不競法の適用対象外であると認定し、宗教法人法28条1項1号の法令適合性違反はないと判断した。すなわち、原審や豊文分教会事件と異なり、不競法の適用要件たる「営業」該当性にまで踏み込んで判断をしたのである。

の適用対象となりうることを示した、初めての最高裁判決である。しかし、適用対象となる行為は「取引社会における事業活動」だけであると、従来の下級審裁判例とは異なった判断基準を採用している。

以下では 2 点について検討を加える。第一は、非営利事業への不競法の適用の議論を、従来裁判例の傾向を踏まえて検討を加える。第二は、宗教法人の氏名権の問題である。最高裁は本件において不競法の適用を否定し、宗教法人の氏名権の観点から分析を加えている。しかし、氏名権による差止の可否に要件について仔細に見ると、不競法における差止の要件と大差がないともいえる。最高裁はなぜ不競法ではなく、氏名権の問題として本件を処理するにいたったのかを分析する必要がある。よって、筆者の関心から、氏名権については不競法との適用関係という視点からのみ分析を加え、氏名権プロパーの論点は分析を加えないことをお断りしておく。

II. 非営利事業への不競法の適用

1. 総論

不競法 2 条では、同法の規制対象となっている「不正競争」について定めている。1 項 1 号では、周知性ある他人の商品等表示と同一若しくは類似の表示を用いて活動を行うことにより他人の営業と混同を生じさせる行為（商品等主体混同行為）について規定し、また同条同項 2 号では、他人の著名な商品等表示を同一若しくは類似の表示を用いて活動を行うこと（著名表示の不正使用行為）について規定している。そして、2 条で定める「不正競争」によって営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者は、侵害者に対して、侵害の停止又は予防を請求することができ（3 条）、これには、同一・類似名称の使用の差止が含まれている。

2 条における「商品等表示」とは、他人の商品又は営業を示すものである（1 号括弧書き）。1 号の趣旨は、他人の周知な表示と類似の表示を使用して需要者を混同させることにより、表示に化体した他人の信用

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）（Goodwill）に只乗り（Free-Ride）して顧客を獲得しようとする行為を規制することにより、商品ないし営業の質を改善して信用を化体する努力をなすインセンティブが失われることを阻止することにある。また2号の趣旨は、長年の企業努力により形成された著名表示には強力な顧客誘引力が備わっており、これを第三者が自己の商品等表示として使用してしまうことにより、その顧客誘引力に只乗り（Free-Ride）し、著名表示の有している表示力を希釈化（Dilution）してしまい、また、使用される商品または営業の粗悪性によっては著名表示の名声・イメージを汚染する（Pollution, Tarnishment）ことにもなってしまうことになるから、1号とは異なり「混同」を要件とすることなく、冒用行為を規制することにある。⁽⁴⁾

ともに、表示が他人によって冒用されることを規制することにより、その背後にある営業（営業の質を改善させるインセンティブ）を保護している。ここで、この保護対象である営業にはどのようなものが含まれるのかが問題となる。すなわち、不競法2条における「営業」には非営利事業が含まれるのか、および、非営利事業を営んでいる者に3条の侵害の停止又は予防を行う原告適格が認められるか否かが問題となる。

2. 従来 of 裁判例

従来の裁判例は、非営利事業の活動であっても、不競法における「営業」概念⁽⁵⁾に含まれるとする立場で固まっている。

(3) 田村善之「不正競争法概説【第2版】」（有斐閣、2003年）35頁。その他、角田政芳＝辰巳直彦「知的財産法 第4版」（有斐閣、2008年）249頁、さらに不正競争を規制する一般的な理由付けについては、渋谷達紀「知的財産法講義Ⅲ 第2版」（有斐閣、2008年）11頁以下も参照。

(4) 田村・前掲注(3)236、249頁。その他、角田＝辰巳・前掲注(3)256頁、渋谷・前掲注(3)88頁も参照。なお、Free-Ride、Dilution、Pollutionという言葉については、玉井克哉「フリー・ライドとダイリューション」ジュリ1018号37頁（1993年）も参照。

(5) 以下では裁判例の傾向を分析することに焦点を当てる。よって、「営業」概念に関する学説対立については深く触れない。これについて詳しくは、鈴木・前掲注(1)266頁、小松・前掲注(1)121頁、宮坂・前掲注(1)曹時268頁等を参照。

営業概念に関するリーディングケースとされているのは、京橋中央病院事件（東京地判昭和37年11月28日下民集13巻11号2395頁）である⁽⁶⁾。本事件において、「営業とは、単に営利を目的とする場合のみならず、広く経済上その収支計算の上に立つて行わべき事業をも含むと解するを相当」とし、病院経営が経済上その収支計算の上に立つて行われているため、営業であると認め、これに付せられた名称についても、不競法の規定の適用があるものと解すべきとした。なぜ、「経済上の収支計算」に立つて行われる事業が「営業」を認められ、不競法による保護を受けるのかにつき、後に紹介する少林寺事件判決⁽⁷⁾において大阪地裁はこのように述べている。すなわち、「非営利事業といえどもその存立が事業上の円滑な収入収益にかかっている点では営利事業と共通の側面を有しており、また現在のように高度に多様化され複雑化された経済社会において同法条の規制対象業務を単に営利事業のみであると解するときは、同法の目的理念の一つである客観的な取引経済秩序の公正維持ひいては一般利用者（消費者）の保護を十分に果たしえない結果にもなる」からであるとする。すなわち、不正競争の結果、他者と混同されることにより本来自らが取得できたはずの収入収益が他者に入手されてしまうことにより、自らの存立を危殆させる危険性があることは、営利事業と同じであるとするのである。このような、「営業」概念を特に商法における「営業」概念よりも広く解し、不競法の適用

(6) 本事件以前に、予備校の名称が営業表示に該当するかについて争われた事件（研数学館事件 東京地判昭和36年7月15日下民集12巻7号1707頁）があったが、本件では原告の請求の趣旨（特に根拠法）が不明確である点、裁判所が「私法上の原則」や「権利の濫用」という理由によって名称使用の差止を認めた点により、批判（例えば、椎原国隆・ジュリ293号100、102頁（1964年）は、商法か不競法によって判断するように強調する）が強い判決であった。本文で説明する京橋中央病院事件により、不競法の解釈問題として、非営利事業体の被保護性について検討されるので、現在では研数学館事件は先例性を失っている。田村・前掲注(3)74頁注1参照。

(7) 大阪地判昭和55年3月18日無体裁集12巻1号65、85頁

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）
範囲を拡大する傾向は、当時の学説からも支持された。⁽⁸⁾

その後、例えば、尺八教授者の育成、⁽⁹⁾ 少林寺拳法の研究・練磨・普及発展、⁽¹⁰⁾

(8) 豊崎光衛「商号と商標の保護の交錯」学習院大学法学部研究年報1号51、68頁（1964年）参照。しかし、豊崎教授の論調は病院や予備校についても「営業」性を肯定してよいと述べるだけであり、「経済上の収支計算」概念に賛成するのか、それとも有馬博士の「経済的対価」でもって「営業」性を肯定する見解（有馬忠三郎「不正競争論」（清水弘文堂書房、1968年）15頁）に賛成するのか、よく分からない。満田重昭・ジュリ336号125、126頁（1965年）は「収支計算」基準ではなく、「対価を得て継続的意図を持って財貨又はサービスを提供する者」が不競争法による保護を受けるべきであるとし、理由付けは異なるが、判例の傾向を支持していた。喜多川篤典・商標・商号不正競争判例百選（有斐閣、1967年）182、183頁も理由付けは不明確だが、裁判例の傾向を支持していた。

(9) 都山流尺八事件（京都地決昭和52年2月24日判タ364号294頁）。本件では、「財団法人都山流尺八楽会」が、同楽会内における内紛がきっかけで分離独立して設立された「都山流尺八協会」に対して、当時の不競争法1条1項2号（現2条1項1号）に基づき、同名称の使用の禁止の仮処分を申請した。京都地裁は、「都山流尺八」は一尺八楽派を示す普通名称であるとし、また、尺八の世界においては「都山流尺八楽会」以外に都山流尺八団体として「都山流尺八協会」が存在することが広く知れ渡っているため、両者の営業の混同の恐れがないとし、仮処分申請を却下した。

抗告審（大阪高決昭和54年8月29日判タ396号138頁）では、まず「営業」については「経済上の収支計算」概念に照らして、学術、技芸等の振興、発展を目的とする公益法人であっても「営業」に該当するとした。そして、「都山流」の名称は周知性を有し、営業の混同が生じる恐れがあるとし、名称使用の差止を認めた。

(10) 少林寺拳法事件（大阪地判昭和55年3月18日無体裁集12巻1号65頁）。本件では、「少林寺拳法」又は「少林寺拳法動院」なる名称を使用して少林寺拳法の研究等を行っていた社団法人が、自己の拳法の普及事業の表示として「不動禅少林寺拳法動院」なる名称を使用している者に対し、当時の不競争法1条1項2号に基づき、名称使用の差止を求めた。大阪地裁は、「営業」概念について、「経済上の収支計算」基準を持ち出し、これには「商工業のみならず農林水産業等の原始産業はもとより病院、学校その他の社会福祉、文化活動上の事業をも含むと解すべき」とした。そして、被告の「少林寺拳法」なる名称は昭和27年ごろから善意に使用していたことを認定し、先使用の抗弁（当時の不競争法2条1項4号、現在の不競争法19条1項3号）を認めたのであるが、「道院」なる名称に先使用が認められないとして、「道院」なる名称について使用の差止を認めた。

なお、控訴審（大阪高判昭和59年3月23日無体裁集16巻1号164頁）においても、「営業」概念につき原審を支持した。なお、「道院」ではなく、「少林寺拳法道院」なる名称につき先使用を認めず、名称使用の差止を認めた点が原審とは異なる。

日本舞踊⁽¹¹⁾の家元、心身障害者施設⁽¹²⁾、私立学校の経営⁽¹³⁾、についても、同様な「収支計算」の基準に照らして「営業」性を肯定していた。しかし、近時

(11) 花柳流事件（大阪地決昭和56年3月30日無体裁集13巻1号507頁）。本件では、日本舞踊の最大の流儀である花柳流から分離独立した元幹部が、「花柳幾英」という芸名を使用し続けたことにつき、花柳流の宗家家元が当時の不競法1条1項2号に基づき、「花柳」姓の使用差止の仮処分を申請した。大阪地裁は、日本舞踊の家元が行う活動について、「経済上の収支計算」基準に照らし、当時の不競法1条1項2号にいう「営業」と解した。そして、「花柳幾英」という芸名を用いる行為が商品等主体混同行為に該当するのであるが、この「花柳」は戸籍上の姓であり、これを善意に（＝不正競争の目的なしに：花柳流からの分離独立は敵対関係を作出せず、ただの分派にすぎない）使用しているだけであるので、不競法2条1項3号前段（現19条1項2号）に基づく抗弁が認められ、本件における仮処分申請は被保全権利の存在について疎明を欠いているとし、本件仮処分申請を却下した。

なお、抗告審（大阪高決昭和56年6月26日無体裁集13巻1号503頁）では、特に理由を付することなく抗告を棄却した。

(12) ひまわり園事件（大阪地判平成10年2月26日判例集未登載（LEX/DB 文献番号28032927））。本件では、「日本心身障害者更生援護会ひまわり園」と称する心身障害者施設を共同運営していたXとYとの関係が悪化した後、Yが別個に「ひまわり園」と称する障害者施設を運営したことにつき、Xが不競法2条1項1号に基づき「ひまわり園」という名称の使用の差止を求めた。大阪地裁は、不競法2条1項1号にいう「営業」について、「経済上の収支計算」概念によって判断されるとき、これは、その運営が補助金や会費（保護者負担金）によるところが大きいくとも、「営業」性が認められるとした。そして、「ひまわり園」という名称は周知性があるとは認められず、Xの営業との誤認混同の恐れがあるとは認められないうとして、請求を棄却した。

(13) 呉青山学院事件（東京地判平成13年7月19日判時1815号148頁）。本件では、学校法人青山学院が「呉青山学院中学校」という名称で中学校を開設した学校法人に対し、不競法2条1項1号、2号又は商標法36条1項に基づき、名称の使用差止及び損害賠償を請求した。東京地裁は、「経済上その収支計算」基準に照らして青山学院が行う学校事業も不競法における「営業」に該当すると認めた。また、その運営が国や地方公共団体からの補助金の収入をも含んだ収支計算であっても、営業に該当するとし、この点ではひまわり園事件と同様である。そして、青山学院という名称の著名性、名称の類似性を肯定し、不競法2条1項2号における著名商品等表示の使用に該当し、名称の使用の差止を命じた。（なお、これと選択的關係にある不競法2条1項1号及び商標法36条1項については判断しなかった）

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）⁽¹⁴⁾の裁判例（例えば浮世絵の名取、寺社の運営）⁽¹⁵⁾では、「収支計算」概念を当然の前提として、殊更持ち出すことなく、「営業」性が肯定されることを前提に、不競法の適用要件の可否を検討しているものが多い。⁽¹⁶⁾

また、組織体自体は非営利事業体であるが、それが行っている事業内容により「営業」性が肯定されている事例もある。国際サッカー連盟

(14) 六代歌川豊国事件（大阪地判平成12年10月26日判タ1060号252頁）。本件では、江戸時代に隆盛を極めた浮世絵の一派である「歌川派」とは縁のないものが「歌川」という姓を雅号として用いていることに対し、同名称が周知営業表示（不競法2条1項1号）に該当するとし、歌川派が同名称の使用の差止を求めた。大阪地裁は、同名称に不競法が適用されることを前提とし、同名称は幕末においてはまだしも、現在のところは周知性がないとの理由で、請求を棄却した。

控訴審（大阪高判平成14年7月5日判タ1113号245頁）では、控訴人は、著名名称使用の差止（不競法2条1項2号）をも追加した。大阪高裁は、やはり現在において「歌川派」が著名であるとはいえないとして、控訴を棄却した。

(15) 泉岳寺事件（東京地判平成6年10月28日判時1512号11頁）。本件では、泉岳寺が東京都に対し、都営地下鉄浅草線の駅名に「泉岳寺」という名称を用いていることに対し、不競法2条1項1号等に基づき、名称の使用の差止を求めた。東京地裁は、都営地下鉄は国による免許事業であり東京都以外のものが行うことができず、宗教法人が都営地下鉄事業を行うことはありえないので、一般人が泉岳寺駅ないし地下鉄事業を泉岳寺による営業と誤認することもありえないとし、請求を棄却した（人格権については省略する）。

控訴審（東京高判平成8年7月24日判時1597号129頁）では、原審とはほぼ同様の理由により控訴を棄却し、最高裁も上告を棄却した（最判平成9年2月13日判例集未登載（LEX/DB 文献番号28032216））。

なお、第一審判決の評釈には、宗教法人の人格的氏名権に焦点を当てるものとして山野嘉朗『宗教判例の研究3 愛知学院大学宗教法制研究所紀要47号』（1999年）69頁があり、不競法の適用に焦点を当てるものとして齋藤浩貴・判タ1062号122頁（2001年）がある。また、控訴審判決の評釈には、小塚莊一郎・ジュリ1132号153頁（1998年）、塩月秀平・商標・意匠・不正競争判例百選（有斐閣、2007年）146頁がある。小塚評釈は氏名権に、塩月評釈は（掲載媒体の性格ゆえに）不競法の解釈に重点を置いているようである。

(16) 六代歌川豊国事件控訴審判決に対する無署名コメント・判タ1113号245頁（2003年）、小塚・前掲注(15)154頁参照。

(FIFA) の行う活動の営業性が認められた事例⁽¹⁷⁾では、FIFA ワールドカップに関連する表示のライセンスの管理を行っていることに「営業」性を見出している。また、本件と同様に宗教法人について「営業」性が問題となった本願寺西山別院事件⁽¹⁸⁾は、西山別院が寺院の名前を使用して墓石販売を行っていた業者に対して名称の使用差止を求めていた事案であるが、もともと西山別院が同名称の使用を許諾し、後に基礎となる委任契約を解除したことが認定されたため、自己の名称を用いて墓石販売を許諾しているという事業内容に着目して、「営業」性を肯定したと解するのであろう。なお、同様の理由に控訴が棄却⁽¹⁹⁾されている。

3. 本判決の構造

(1) 総説

上述のように「経済上の収支計算」を基準として、不競法における「営業」概念を確定してきたのが従来の裁判例の傾向であった。しかし、本件においては、不競法の適用基準となる「営業」を「取引社会における事業活動」であるとし、これを肯定するためには取引社会における競争関係があることを前提とするのであるから、本来の宗教活動及びこれと密接不可分の関係にある活動を含まないとの立場を採用した⁽²⁰⁾。そして、本来の宗教活動及びこれと密接不可分の関係にある活動については、宗教団体の氏名権の問題として処理することが指摘されたのである。

(17) 東京地判平成12年12月26日判例集未登載 (LEX/DB 文献番号28060057)。本件では、“FIFA WORLD CUP” という商標表示と類似する名称を付したベルト、財布等を販売していた会社に対し、FIFA が不競法 2 条 1 個 2 号に基づき、製品の販売及び販売のための展示の差止を求めた。本件では被告が口頭弁論期日に出席しなかったため、原告が主張した請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、自白したものとみなされ、原告の請求が認容された。

(18) 京都地判平成14年4月26日判例集未登載 (LEX/DB 文献番号28091239)

(19) 大阪高判平成15年2月27日判例集未登載 (LEX/DB 文献番号28081380)

(20) 「取引社会における事業活動」基準は、田村教授によっても採用されていた。田村・前掲注(3)68頁。ただ、田村教授の基準と最高裁の基準とは、厳密には異なる。詳しくは宮脇・前掲注(1)482頁以下参照。

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）

このように、本件では不競法については「営業」概念が問題になっただけであり、それ以上の判示をしていないように思える。しかし、これとやや異なる理解をされている見解がある。宮脇准教授によると、特に、「宗教儀礼の執行や教義の普及伝道活動等の本来的な宗教活動に関しては、・・・不正競争防止法の対象とする競争秩序の維持を観念することはできないものであるから、取引社会における事業活動と評価することはできず、同法の適用の対象外であると解するのが相当である」との判示部分⁽²¹⁾に焦点を当てられ、不競法の規律を受けるべき競争が繰り広げられる「場」として「取引社会」という語が用いられていると理解されるのである。すなわち、宗教活動が不競法の保護目的としての「営業」に該当するかという論点設定ではなく、不競法の規律対象たる「取引社会」に所属する活動に該当するののかという論点設定を行っている、当該判示部分を理解される。これにより、本来の宗教活動及びこれと密接不可分の活動は、それがいかに「取引社会」に影響を与えるものであろうとも、不競法の規律に服することはない、と理解されるのである。その結果、例えば、宗教法人が著名な企業の商品等表示と類似する表示を用いて出版活動をすることで需要者に所混同のおそれが生じているような場合（例えば、曹洞宗が広報活動（本来の宗教活動に該当する）の一環として「禅の友」のほかに主婦向けの広報誌として「主婦の友」という雑誌を刊行した場合を想定すると、主婦の友社が曹洞宗に対し、同名称の使用差止を求められるか、との論点である）に、著名表示主体側が不競法に基づき表示の使用の差止をすることができなくなるとされ、このような結論は不合理であると主張されるのである。⁽²³⁾

しかし、本判決文を読むと、「取引社会」論に続いて、不競法2条1項1号、2号にいうところの、「営業」該当性について論じている。この部

(21) 宮脇・前掲注(1)482頁以下。

(22) 宮脇・前掲注(1)485頁。

(23) 宮脇・前掲注(1)485頁。

分は、「営業」に該当するか否かについて、「取引社会＝競争秩序が妥当する社会」を持ち出しているに過ぎないと理解すべきである。よって、最高裁も従前の下級審裁判例と同様に、不競法の保護対象としての「営業」該当性しか検討していないと考えるべきである。

(2) 不競法と氏名権との関係

何故最高裁は不競法の問題としてではなく、氏名権の問題として本件を処理したのかという観点から、本判決を取り上げると有益であると思われる。

憶測の域を出ないが、最高裁は、「本件に不競法を適用しない」との観点よりもむしろ、「本件には不競法を適用せず、氏名権の問題として処理する」との観点を強調したかったのではないだろうか。これについては、以下の3点について指摘しておく。

第一には、不競法違反と氏名権侵害の2つの請求の趣旨を並べる不自然⁽²⁴⁾さである。

同じ名称使用の差止を求めるとはいえども、不競法違反は財産的利益の側面から、氏名権は人格的利益の側面からの性格が強い⁽²⁵⁾。既述のように不競法の「営業」概念を拡充することにより、「財産的利益」とはいえず、むしろ「人格的利益」を追求する事業（たとえば、日本舞踊の家元、浮世絵の名取など）を保護するためにも、不競法を活用してきたこともまた真実である。しかし、宗教団体のように精神的利益の強い事業体についてまで、不競法の適用を拡充することに、最高裁は躊躇を感じたのではないだろうか。これについては、本願寺西山別院事件および泉岳寺事件判決との関係をも整理する必要がある。本願寺事件では、業者が寺の名前を用いて墓石販売を行うことを寺自体が許諾していたとの事情が認定されているのであるから、業者のみならず本願寺自身が行っていることも「営業」に該

(24) この点を指摘するのは、小塚・前掲注(15)154頁である。

(25) 小塚・前掲注(15)154頁。しかし、近時氏名権には、氏名のもつ人格利益とは異質の「独立した経済的利益」を持たせる傾向があることも真実である。田中通裕「氏名権の法理」民商120巻4・5号702、714、744頁（1999年）。

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）当するといえよう。これに対し、泉岳寺それ自体は「営業」を行っているとはいえ、ただ、類似名称で東京都が地下鉄の事業を行っているに過ぎない。とすると、本件は本来的には、宗教法人の人格的利益の侵害を問題とし、氏名権侵害に重点が当てられるべき事件であったのかもしれない⁽²⁶⁾。ただ、強いて述べれば、類似名称を用いることにより、泉岳寺と東京と交通局との間に「広義の混同」が生じるおそれがある点を踏まえ、不競法適用の必要性から、泉岳寺の「営業」性を肯定したとも考えられる⁽²⁸⁾。すなわち、「営業」に該当するから不競法の適用を受けるのではなく、不競法を適用する必要があるから、「営業」に該当させるのである。

本件においては、XもYも「営業」を行う予定はなく、本来的宗教活動とそれと密接不可分の活動を行うのみである。とすると、名称使用にかかる争いに財産的利益にかかる性質は全くなく、純粹に人格的利益の保護しか問題とならないと考えられる⁽²⁹⁾。ゆえに、本件を氏名権の問題として議論すべきであると、最高裁は考えたのではないだろうか。

第二には、「経済上の収支計算」基準の宗教団体への適用の可否にかかる。

宗教団体は信者から提供される寄付やお布施などの財源の範囲内で運営されている。よって、「経済上の収支計算」基準に照らせば、宗教団体が行っている事業内容が宗教活動であれ、営利性を帯びる活動であれ、不競法における「営業」として認定されることになるはずである。しかし、既

(26) 小塚・前掲注(15)154頁。また、本文のように解すると、泉岳寺事件評釈において氏名権侵害を強調するとの視点（たとえば、山野・前掲注(15)74頁以下）は正当である。

(27) 不競法2条1項1号にいう「混同」には、商品や営業の出所が同一であると混同する場合（狭義の混同）と、別個の出所であるが関連するところ（親子会社、グループの一員など）から出ていると誤信する場合（広義の混同）をも含む。田村・前掲注(3)87頁。

(28) なお現在は、泉岳寺と東京都交通局との間には「広義の混同」を見出せないとの立場が有力である。小塚・前掲注(15)154頁、田村・前掲注(3)91頁。

(29) 青山教授は控訴審判決の評釈において、「事業者間の公正な競争を確保する」ことを目的とした不競法を、本件のような紛争に適用することは行き過ぎであるとしている。青山・前掲注(1)213頁。

述のように、本来的宗教活動とそれと密接不可分の活動は、人格的利益に関わる活動であり、これは本来的には不競法の適用範囲外の論点であることに鑑みると、「経済上の収支計算」概念を用いることにより、宗教法人のあらゆる活動をも不競法の適用範囲内に入れてしまうことは問題がある。とすると、不競法の適用範囲を狭めるための新たな基準が必要である。そこで、本判決においては、不競法における「営業」概念を「取引社会における事業活動」と評価し、さらに競争秩序が維持されるか否かを基準として、本来的宗教活動とそれと密接不可分の活動は競争秩序が観念できずに不競法の適用対象外としたが、宗教法人が行う営利事業は競争秩序が観念できて不競法の適用対象内とした。

「経済上の収支計算」基準では組織体の属性によって判断される。これに対して「事業活動」基準では組織体の活動内容により判断される。よって、前者より後者のほうが、不競法の適用範囲をフレキシブルに確定することができると思われる。

第三には、氏名権に基づく名称使用の差止の要件である。本判決では、Yの名称使用がXの氏名権侵害に該当するか否かについては、「乙宗教法人（Y）の名称使用の自由に配慮し、両者の名称の同一性又は類似性だけでなく、甲宗教法人（X）の名称の周知性の有無、程度、双方の名称の識別可能性、乙宗教法人（Y）において当該名称を使用するに至った経緯、その使用態様等の諸事情を総合考慮して判断されなければならない」とした。そして、Xの「天理教」なる名称とYの「天理教豊文教会」なる名称は類似性があるものの、Yは「天理教」を冠した名称を80年間使用していること、XもYも同じAを教祖とし、その教えの下で宗教活動を行っていること、宗教活動の普及・拡散によりXのみが「天理教」という名称を独占することは不可能であることに鑑み、Yの名称使用はXの氏名権侵害に該当しないと判断したのである。

ここで気になるのは、本判決で定立された氏名権侵害の要件である。上記を踏まえると、①名称の同一性又は類似性、②周知性・程度・識別可能

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）性、③当該名称を使用に至った経緯、④使用態様等を総合検討することによるとある。この要件のうち①と②は、不競法2条1項1号における商品等主体混同行為の要件（ア）周知性、イ）類似性、ウ）混同性⁽³⁰⁾）とほぼ同じであり、③と④は類似名称使用の適用除外要件（普通名称・慣用名称使用（不競法19条1項1号）、先使用（19条1項3号）など）に対応するといえる。ここで、なぜ不競法の適用要件に準じた要件が定立されているかを考える必要がある。

結論を述べると、名称差止を理論的に追求すれば上記のとおりに氏名権侵害と構成せざるを得ないが、適用要件定立という実際面については不競法の思考を借り受けてこないとならなかったと考えられる。

すなわち、氏名権は人格権の一環として定立されているように見えるが、権利性の存在が不明確であると評価せざるを得ない⁽³¹⁾。このような不明確な権利に基づき差止を認めることとなると、予測可能性が極めて低いといわざるを得ない。また、適用要件については、被侵害利益の性質、被害の程度、地域性、侵害行為の態様等の諸事情を比較衡量して、侵害の程度が受忍限度を超えた場合に違法性があるとする、受忍限度論（利益衡量論）で認められるとするが、どのような場合にいかなる利益といかなる利益を衡量すべきなのかとの明確なルールを構築することは難しく、また、本件のような、今まで問題となったことがない事例が眼前に提示されると、不明確性はなおさらである。

そこで、予測可能性が立ちやすく、明確なルールを構築する手段としては、権利侵害概念を借用したり、既存の他のルールの知見を借りたりすることが有益であろう。そこで本件においては、不競法2条1項1号の適用

(30) 田村・前掲注(3)36頁にまとめられている。

(31) 田中・前掲注(26)704頁。

(32) 円谷峻「救済方法」山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座 第1巻 総論』（日本評論社、1997年）155、187頁。

(33) 権利侵害概念の有用性については、大塚直「人格権に基づく差止請求」民商116巻4・5号501、551頁（1997年）において強調されている。

要件を借用したのだと理解すべきであろう。ただ、このように考えると、従来の下級審裁判例のように「経済上の収支計算」概念により「営業」性を確定することにより、本事件も不競法の適用を受け、2条1項1号を直接適用すればよかつたのではないかとも批判も想定されるが、本件はあくまでも人格的利益侵害を問題としているのであるから、不競法ではなく、氏名権侵害構成を採用したと理解すればよいのではないだろうか。実際面よりも理論的側面を強調した結果である。

以上からして、本件において最高裁が強調したかったのは、不競法と氏名権との釣り合い関係にあると考えられる。

Ⅲ. まとめ

最後に、宗教法人にかかわる紛争という観点から本件を分析する際の視座を設定しておく。⁽³⁴⁾

不競法に基づく周知の営業表示の使用差止の事件について、今後も宗教法人が関係する事件が起こりうる。その際、裁判所はどのような判決を下すのだろうか。本判決の射程範囲との関係で問題となる。

まず、以下のような事例が想定されよう。

1. 宗教法人間の争い

宗教法人間において不競法が問題となりうる事例が考えられる。更に、以下のように細分化することができる。

(1) 両当事者とも本来的な宗教活動しか行っていない事例（下図の①）

これは天理教豊文教会事件が想定する事例である。本件には不競法が適用されないことが最高裁によって示されたということは、幾度も指摘しておいた。

(2) 両当事者とも営利活動を行っている事例（②）

(34) 以下の分析は、宮脇・前掲注(1)485頁以下によるところが大きい。

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）

たとえば、（天理教豊文教会最高裁判決の事例を借用すると）本山と分教会が同じ名称を使用して、駐車場などの営利事業を行っている事例を想定できる。この場合、競争秩序関係が想定される営利事業が争点となっているのであるから、「営業」に該当し、不競法の適用対象となろう。

（3）原告のみが営利活動を行っている事例（③）

たとえば、本山と分教会が同じ名称を使用しているが、原告のみが駐車場などの営利事業を行っており、被告は本来的な宗教活動しか行っていない事例を想定できる。この場合においても、原告が営んでいる事業が競争秩序関係の存在が想定される営利事業を営んでいるため、不競法の適用対象となろう。

（4）被告のみが営利活動を行っている事例（④）

たとえば、本山と分教会が同じ名称を使用しているが、被告のみが駐車場などの営利事業を行っており、原告は本来的な宗教活動しか行っていない事例を想定できる。この場合においては、原告の事業は競争秩序が想定される営利事業ではないため、不競法の適用対象とはならず、氏名権侵害の問題として処理すべきであるように思える。しかし、本件と類似している泉岳寺事件においては、（4）事例が不競法の適用対象となることが示された。よって、仮に裁判となるとすれば、不競法の適用対象となる可能性がある。

2. 宗教法人と民間企業との争い

名称使用の差止事例について、宗教法人と民間企業とが争う事例も想定される。

（1）宗教法人は本来的宗教活動を行い、民間企業は営利事業を行っている事例

まず想定されるのは、宗教法人は宗教活動しか行わず、民間企業のみが営利事業を行っているが、双方の名称が同一・類似である状況である。

i. 宗教法人が原告の事例（⑤）

この事例については、(事実認定に微妙さがあるが)本願寺西山別院事件が該当するが、本願寺が名称使用許諾をしていたとの点に営業性を肯定したため、若干特異な事例であったともいえる。おそらく、本件では、原告の事業は営利性を帯びないため、不競法の適用対象とならないだろう。名称使用差止は氏名権侵害に基づくこととなろう。

ii. 民間企業が原告の事例 (⑥)

この事例の具体例としては、宗教団体が本来的宗教活動の一環として、著名企業の商品等表示に類似した出版物を刊行するような事例が挙げられる⁽³⁵⁾。これについては既述のように、天理教豊文教会最高裁判決に対する宮脇准教授の理解を前提とすると、宗教法人が本来的宗教活動を行っているため、不競法の適用対象とはならず、宗教法人による名称使用を民間企業が差止めることができない可能性⁽³⁶⁾がある。ただ、類似名称使用によって害されているのは原告の営利事業であるから、それだけで不競法の適用対象となるのではないだろうか。

(2) 宗教法人も民間企業も営利事業を行っている事例

次いで想定されるのは、宗教法人も民間企業もともに営利事業を行っており、かつ、双方の名称が同一・類似である状況である。

i. 宗教法人が原告の事例 (⑦)

たとえば、宗教団体が本来的宗教活動から離れて、一般的な情報誌を出版しており、それが著名企業の商品等表示に類似している事例が考えられる。本件では、原告の事業は営利性を帯びているため、不競法の適用対象となるだろう。

ii. 民間企業が原告の事例 (⑧)

たとえば、宗教団体が本来的宗教活動から離れて、一般的な情報誌を出版しており、それが著名企業の商品等表示に類似している事例が考えられる。類似名称使用によって害されているのは原告の営利事業

(35) この事例については、宮脇・前掲注(1)485頁以下に紹介されている。

(36) 「取引社会」性を強調される宮脇・前掲注(1)485頁。

不正競争防止法2条1項1号、2号における「営業」と宗教法人の宗教活動（武田典浩）であるから、それだけで不競法の適用対象となるのではないだろうか。以上を踏まえると、以下のようにまとめられよう。

【不競法適用の可否】

宗教法人間の争い			宗教法人と民間企業との争い		
両当事者が	宗教活動のみ	①×	民間企業のみ	宗教法人が原告	⑤×
	営利活動も	②○	営利活動	民間企業が原告	⑥△ <small>(取引社会論の枠内改善)</small>
一方のみが 営利活動	原告のみ	③○	共に営利事業	宗教法人が原告	⑦○
	被告のみ	④△ (泉岳寺事件)		民間企業が原告	⑧○

2010年2月25日脱稿